

地方税共同機構 第4回代表者会議 会議録

1 開会の日時及び場所

(1) 日時

令和元年6月26日（水）17時00分～17時30分

(2) 場所

全国町村会館 2階第1会議室

2 出席委員の氏名

議長 河野 俊嗣

議長代理 高橋 正樹

” 岩田 利雄

委員 大谷 和子

” 佐藤 英明

” 辻 琢也

3 議事の概要

別紙のとおり

4 議決した事項及び賛否の数

(1) 令和2年度負担金総額見込（案）

賛否の数：全員賛成

(2) 今後の検討課題に係る取組について（案）

賛否の数：全員賛成

以上

地方税共同機構

代表者会議議長 河野 俊嗣

(別紙) 議事の概要

1 開会

理事長 本日の議題である「来年度の負担金総額見込」については、機構の来年度の事業計画や予算は年明けに正式にご決定いただくものであるが、機構は地方団体の負担金によって事業を行っているため、地方団体の予算要求のために前年の夏頃までに翌年度の負担金見込額を地方団体に伝える必要がある。前身の組織においてもこの時期に各地方団体にお伝えしてきたもの。

2点目の「今後の検討課題」については、昨今の地方税手続等をめぐる大きな流れに対応するため、地方団体に対して早めに情報提供し、地方団体の現場の意見をもらいながら議論を進めていく必要があるもの。具体的な検討課題を掲げ、今後幅広く検討することで、今後の機構の業務運営や地方の税務事務の効率化に役立てたいという観点から、基本的な取組課題を代表者会議においてご承認いただき、それをもとに公に議論を進めていきたいと考えている。

4月からここまでの業務運営について報告をしたい。

1点目は代表者会議関係。4月18日の第2回代表者会議で御審議いただいた業務方法書については、速やかに総務大臣に届出を行った。これで機構の設立に係る諸手続はほぼ完了した。また、6月14日付の第3回代表者会議において、監事の兼職について委員全員の賛成でご承認いただいた。

2点目は地方団体からの意見聴取について。本日の議題を含め、機構の運営について、4月以降、主要な課題ごとに地方団体の税務担当者の代表者からなる検討部会を設け、地方団体から意見をいただきながら調整を進めてきた。また、6月11日には実務者会議を開催し、検討部会で議論いただいた内容を踏まえ、負担金総額見込や検討課題、あるいは個々の業務の今後の進め方等について、地方団体の税務担当者の代表と意見交換をしたところ。

また、6月4日にはすべての地方団体を対象とした全国連絡会議を開催した。これは地方団体からの要望として、前身組織である3協議会における総会のような全地方団体が参加し、自由に意見を述べる場を設けてほしいとの声に応えるもの。全国すべての地域から89団体、119名に参加いただき、機構から機構設立後の業務状況及び今後の課題について説明するとともに、総務省、国税庁から税務関係の電子化の最新状況を説明していただいた。引き続き開催の要望があるようなので、今後も開催していきたい。

3点目は機構の業務。監事には、実務者会議等、各種会議に参加しても

らうとともに、役員会にて毎月の業務報告を行っている。また、定例監査として、毎月主要な決裁文書や会計書類等の確認も受けている。

システムの運用状況については、4月1日の税制改正に伴うシステム改修、5月1日の改元対応のシステム改修を行った。若干の不具合は発生した部分はあったが、全体としては順調に稼働しており、報告すべき大きな事故は発生していない。今後も緊張感をもって進めていきたい。

最後に、4点目は今後の予定について。負担金については、本日承認いただければ一定の配分基準に従って計算をした負担金見込額を7月中下旬に全国の地方団体に示す予定。また、負担金の考え方及び内訳の詳細な説明を7月下旬から8月にかけて全国12会場で全国説明会を実施する。こういった場で丁寧に説明していきたい。

今年度は8月から10月にかけてe L T A Xについて順次システム更新を行う。5年に一度の大きな更新であり、現在、地方団体を含めて最終段階の移行試験を続けているところ。10月には地方税共通納税システムも新たに稼働する。広報やホームページの刷新等も含め、万全の体制で臨んでいきたい。

機構のスタートの年、地方税務行政の効率化のため今後も努力していきたい。

2 議事

(1) 令和2年度負担金総額見込（案）

議 長 議案第1号「令和2年度負担金総額見込（案）」について、事務局からご説明願いたい。

なお、運営審議会における意見についても、あわせてご報告願いたい。

事務局 （議案第1号の内容説明及び運営審議会の意見報告）

議 長 事務局の説明について、質問又は意見はないか。

委 員 総額で48億円程度の負担金ということで、地方団体の規模ごとに個別の負担金の額は異なるのだろうと思うが、規模の大きな団体と小さな団体でどの程度の金額を負担しているのか、今年度の実績ベースで教えていただきたい。

事務局 負担金総額の内訳のイメージは、概ね半分が都道府県・政令市、残りの半分が市区町村となっている。負担金には種別がいくつかあり、それぞれの負担金ごとに人口や申告数、税収などの指標をもとに按分している。

具体的には、1万人規模の市町村では20万円程度、30万人規模の市町

村では600万円程度、60万人規模の県では1800万円程度、東京都では2億円を超える額となっている。

委員 金額を聞くとそれなりの規模の金額となっているので、負担することによって得られるメリット、特に開発されるシステムによって新たに利用できる機能等について、これから開催が予定されている説明会等で、地方団体側の理解が進むよう説明をしていただきたい。

議長 ほかに意見又は質問はないか。
(意見及び質問なし)

議長 議案第1号については、原案のとおりでよろしいか。
(異議なし)

議長 議案第1号については、原案のとおり決定する。
なお、議案第1号については、毎年度この時期に負担金総額見込を決定していくことが必要となるため、事務局においては、来年度以降もしっかり準備をしていただきたい。

(2) 今後の検討課題に係る取組について (案)

議長 議案第2号「今後の検討課題に係る取組について (案)」について、事務局からご説明願いたい。
なお、運営審議会における意見についても、あわせてご報告願いたい。

事務局 (議案第2号の内容説明及び運営審議会の意見報告)

議長 事務局の説明について、質問又は意見はないか。

委員 軽自動車税は金額が比較的小さく、徴収手続に負担がかかっているという地方団体の声を聞いている。

また、キャッシュレス社会ということで、さまざまな決済手段との連携も今後の取組課題になると思うが、現在は多様な決済手段が乱立している。今後、統一化されたり標準化されたりといった動きもあろうが、こういったキャッシュレス化を見据えて仕組みを構築する場合の現時点のスケジュール感を教えてほしい。

理事長 まず、10月から始まる地方税共通納税システムは、これまで地方税の電子納税はきわめて限られた団体のみ対応していたものを、全国すべての地方団体に電子納税できるようにするものである。当面、対象税目はeLTAXを通じて税額を確定している、あるいは通知をしている法人関係税と個人住民税の特別徴収分であり、あらかじめ登録した金融機関口座から引き落とすダイレクト納税、またはインターネットバンキングで納付する方法でスタートするところ。

地方団体、経済界等から、対象税目及び収納方法の拡大を要望されている。もともと地方税共通納税システムはそういったことを見据えて開発しているものであり、できるだけ早い時期にすべての地方税を対象とすると同時に、クレジット納税や電子マネー、さまざまなキャッシュレスの手法にも対応していきたいと考えている。

ただし、システムの改修には一定程度の時間がかかる。また、場合によっては制度を変えるために法改正が必要な場合もある。方針が決まってから最低でも1年半から2年くらいはかかるのではないかと考えている。

国税と違い、地方税の場合は全国の1788の地方団体がそれぞれ会計システム、税務システムを持っている。これらがどんな形で対応していけるかということも配慮が必要。そういったこともあり、今回、検討課題の中に地方税共通納税システムの拡大、収納方法の多様化を入れている。

なお、キャッシュレスへの対応については、御指摘のとおり、事業者・方式が乱立し、標準的な方式が定まっていない状況。まずは当該業界において基準を統一していただき、機構として税の収納手続の中で整合性をとれる方法を検討するという。また、地方団体の公金収納は指定金融機関が行っているため、金融機関とも相談しながら準備を進めていかなければならない。

そのような状況であるので、最低でも2年はかかるであろうし、その先どの程度時間を要するか、というところ。また、全国の地方団体がすべて対応するには、さらにもう少し時間がかかるのではないかと考えている。

委員 いま事務局からの説明にあったように、拙速ではなく、地方団体のシステム改修の動きや金融機関との取決め等、関係するステークホルダーとの調整を十分に行っていくことが重要だと思う。

委員 市区町村は千差万別であり、都市では抱える人口も多く、いろいろなケースが想定される。ネット社会ではあるが、住民がすべて新しいやり方に適応できるわけではなく、一部でも古いやり方に対応しなければならないケースが残れば、それは仕事として残ることになる。そういった事情にも配慮いただきたい。

また、新たなやり方の導入には、行政側、住民側にもなにがしかの時間暇がかかるため、メリット・デメリットを丁寧かつわかりやすく説明していく必要がある。こういった議論では、進んだシステム、進んだ人、目指すべき社会といったことを考えてしまいがちだが、現実にとって

はめた場合に軋轢が出てしまうことを懸念している。お願いすべきことはお願いするとして、議論の過程の中で、プラスマイナスを御理解いただけるような説明の仕方を、自治体の現場のことも考えて示してほしい。

議 長 丁寧にな税者に配慮しながら着実に進めていくということだろう。ほかに意見又は質問はないか。

(意見及び質問なし)

議 長 議案第2号については、原案のとおりでよろしいか。

(異議なし)

議 長 議案第2号については、原案のとおり決定する。

3 報告

議 長 報告第1号「一般社団法人地方税電子化協議会、全国地方税務協議会及びO S S都道府県税協議会からの資産等の承継について」について、事務局からご説明願いたい。

事務局 (報告第1号の内容説明)

議 長 監事から補足はあるか。

監 事 (適正に処理されていることを確認した旨報告)

議 長 事務局の説明について、質問又は意見はないか。

(質問及び意見なし)

議 長 本件は報告として承ることとする。

4 閉会

議 長 以上で、第4回代表者会議を閉会する。